



はい！こちら消費生活センターです

ネット通販のトラブル（定期購入の解約、代引き配達）にご注意を

低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら、実は定期購入だったというケースがあり、その場合、自分としては1回分しか注文していないからと商品を返送したり、受取拒否をしたりしても、それだけでは解約にはならないので注意が必要です。「支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか」などの相談が寄せられています。また、代引き配達を利用したインターネット通販の場合、「届いた商品が広告と異なり、偽物だった。返金を求めたいが、販売サイトと連絡が取れない」といった相談が全国的にも多くみられ、同様の相談が本センターにも寄せられています。

以下にネット通販のトラブルの対策などを紹介します。

対策◎自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり、受取拒否したりしてもそれだけでは解約にならないので注意する必要がある◎販売サイトの住所や連絡先の記載を確認する◎記載された住所に事業所が所在しているかを確認する◎相場より極端に安いなどお買い得感が強調されている場合は要注意である◎日本のメーカーの商品を海外の事業者が販売している場合は、公式サイトを確認してその商品が実際に販売されているか確認する◎ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認し、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存する

不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より都府木津総合庁舎に仮移転しました

（住所：木津川市木津上戸18番地1）

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

